

自動車税の納期限は 5月31日(火)です ~奈良県からのお知らせ~

自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(割賦販売などの場合は使用者)に課税されます。

必ず納期限(5月31日)までに納付してください。

納期限を過ぎると延滞金が加算され、滞納処分(財産の差押え等)の対象となります。

※納付は、金融機関や県税事務所の窓口だけでなく、コンビニ、ペイジー、インターネットを利用したクレジットカードでもできます。詳しくは、納税通知書に同封のチラシをご覧ください。

※運輸支局での住所変更手続きが遅れている等で、自動車税納税通知書が届いていない場合は、下記へ連絡してください。

※住所を変更した人や県外ナンバーの自動車の所有者は、運輸支局で早めに変更登録の手続きをしてください。

問合せ=奈良県自動車税事務所
自動車税第一課 (☎51-0081)



平成28年度 身体等に障害がある人の軽自動車税の減免

対象=身体等に障害がある人が所有している軽自動車等(障害者1人につき1台に限る)

※減免の対象となるには、一定の要件があります。

※自動車税の減免を受けている人は対象になりません。

申請・問合せ=5月31日(火)までに、①身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、②運転者の運転免許証、③印鑑、④減免を受ける人のマイナンバーカードまたは個人番号通知カード、⑤来庁する人の身分証明書を持って、税務課 市民税係(105番窓口)(内線281~283)へ

※「生計同一証明書」があわせて必要な場合があります。

市税・国民健康保険税 納付の夜間窓口を開設します

日時=5月12日(木)・13日(金)・16日(月)・17日(火)
17時15分~20時

場所・問合せ=※裏玄関を利用してください。

・税務課(108番窓口)(内線273~276)

・保険年金課(103番窓口)(内線321・324・329)

オストメイトの個別無料相談会 (人工肛門・人工膀胱をもっている人)(申込不要)

オストメイトの色々な悩み・苦勞を、専門家や同じ立場の人に相談しませんか。専門看護師、支部役員(ピアサポーター)、ストーマ装具業者が相談に応じます。

日時・場所=※時間は①②とも、9時~12時。

①5月14日(土):県社会福祉総合センター(橿原市大久保町)

②5月17日(火):県文化会館(奈良市登大路町)

対象=県内在住のオストメイトの人

問合せ=日本オストミー協会 奈良県支部事務局・三田村
(☎0742-49-1839) (厚生福祉課)

リウマチ医療講演・相談会 (参加無料・申込不要)

リウマチに関する正しい知識を広めるため、専門医による講演・相談会を開催します。

◆講演①「ライフスタイルと未来をまもるリウマチ診療」
(講師:ひがみ病院副院長 樋上 聡美さん)

◆講演②「腰痛の捉え方と治療」
(講師:香芝旭ヶ丘病院副院長 植田 百合人さん)

日時=5月22日(日)13時~16時10分

場所=県社会福祉総合センター(橿原市大久保町)

問合せ=日本リウマチ友の会奈良支部・森田

(☎53-9429) (厚生福祉課)